

平成21年第4回定例会

清里町議会会議録

平成21年 6月25日 開会

平成21年 6月25日 閉会

清里町議会

平成21年第4回清里町議会定例会会議録(6月25日)

平成21年第4回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 勝又武司	6番 藤田春男
2番 加藤健次	7番 細矢定雄
3番 畠山英樹	8番 中西安次
4番 澤田伸幸	9番 村尾富造
5番 田中誠	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	橋場博
代表監査委員	篠田恵介
教育委員長	二俣勝
農業委員会長	成戸昌道
選挙管理委員長	若松明
副町長	櫛引政明
総務課長	古谷一夫
町民課長	小笠原利一郎
建設課長	坂本哲夫
産業課長	宇野充
保健福祉課長	島澤栄一

出 納 室 長	谷 秀 三
焼 耐 事 業 所 長	長 屋 将 木
教 育 長	荻 野 美 樹
生 涯 教 育 課 長	斉 藤 敏 美
監 査 委 員 事 務 局 長	村 上 孝 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	宇 野 充
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	古 谷 一 夫

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	村 上 孝 一
主 査	鈴 木 美 穂 子

9. 本会議の案件は次のとおりである。

報告第 2号	平成20年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 3号	平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について
議案第40号	清里町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第41号	清里町乳児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第42号	平成21年度清里町一般会計補正予算(第1号)
議案第43号	平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第44号	平成21年度清里町老人保健特別会計補正予算(第1号)
議案第45号	平成21年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第46号	平成21年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第47号	平成21年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
意見案第6号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について
意見案第7号	2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書について
意見案第8号	地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書について
意見案第9号	地方財政の充実・強化を求める意見書について
意見案第10号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について
意見案第11号	勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書について
意見案第12号	全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書について
発議第 1号	議員の派遣について

開会 午前9時30分

開会・開議宣告

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は9名です。

ただ今から、平成21年第4回清里町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村尾富造君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録指名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番 加藤健次君、3番 畠山英樹君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村尾富造君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 加藤 健次君。

2番（加藤健次君）

本定例会は一般質問、各会計補正予算など提案件数、議案の内容から判断して、本定例会の会期は本日、1日間とすることが適当だと思います。以上が議会運営委員会の結果でありますので報告いたします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員会の報告どおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議長諸般の報告

議長（村尾富造君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。議会事務局長。

事務局長

議長諸般の報告5点についてご報告申し上げます。1点目、議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告についてであります。（1）穀類乾燥調製貯蔵施設増設事業の要請について、5月27日、町長・議長・農協組合長が上京し、武部代議士並びに農林水産省関係部局に対しまして、本事業が採択されるよう要請活動を行いました。（2）北海道議長会定期総会及び創立60周年記念講演について、6月4日、札幌市で開催され村尾議長が出席をいたしております。議事の内容は

報告4件、各議長会提出議案13件、総会決議、特別決議が提出され、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。決議の内容については、5ページから6ページに資料を添付しておりますのでご参照ください。また、本年度、北海道議長会が創立60周年を迎えることから、併せて記念講演が行われました。(3)斜里郡3町正副議長会議について、6月12日、斜里町で開催され村尾議長、中西副議長が出席をいたしております。記載の事項について、斜里郡3町の情報交換を行いました。(4)地方の元気回復対話交流会について、6月17日、札幌市で開催され村尾議長が出席をいたしております。これは、内閣官房地域活性化総合本部の主催により、国の地方再生戦略に基づく地方の元気回復プラン推進のため、自治体関係者が参集して開催されました。

(5)網走支庁管内総合開発期成会農林水産専門委員会について、6月18日、網走市で開催され村尾議長が出席をいたしております。内容は夏季要望についての協議が行われました。(6)一部事務組合の会議等について、5月28日、斜里郡3町終末処理事業組合議会視察研修が行われ、組合議員が出席をいたしております。(7)その他会議・行事等について、記載の会議・行事等に議長・副議長・所管常任委員長を初め各議員が出席をいたしておりますので、ご報告申し上げます。

2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について、記載の期日・案件で会議が開催されております。

3点目、平成20年度清里町土地開発公社経営状況説明書類の提出について、平成20年度決算、平成21年度予算が議長あてに提出されております。7ページから10ページに資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

4点目、例月現金出納検査の結果について、平成21年5月分について、11ページから12ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

5点目、平成21年第4回清里町議会定例会説明員等の報告について、13ページのとおりとなっておりますのでご参照いただきたいと思います。以上で議長諸般の報告を終わります。

議長(村尾富造君)

これで議長諸般の報告を終わります。

日程第4 町長一般行政報告

議長(村尾富造君)

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 橋場 博君。

町長(橋場 博君)

町長の一般行政報告を申し上げます。1点目の主要事業報告、1番目の穀類乾燥調整貯蔵施設増設事業の要請についてであります。5月27日、それぞれ記載の要請先、要請者、要請事項を行って参った次第であります。内容でありますけれども、農水省の本川生産局長、川内室長をはじめ関係所管の職員と面接をし、要請活動を行った次第であります。内容的には現在の状況等を理解していただき、清里町の状況につきまして良く理解をしていただきました状況でございます。2点目のきよさと花・みどりフェスタ2009でありますけれども、これにつきましては6月から9月いっぱい4ヶ月間の長丁場に亘りまして、既に実施済みの事業もありますけれども、記載のそれぞれの事業について実施をして参るわけでありまして、多くの町民の皆さんのお世話になりながら実施をして参りたいと思っております。3点目の平成21年春の叙勲受賞に

ついてであります。統計調査員の坂野次雄氏、春の叙勲におきまして瑞宝単光賞を受賞されました。この関係につきましては6月3日、網走支庁より地域振興部長が参りまして直接受賞されているわけであります。4点目の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金要請についてでありますけれども、去る6月18日、農水省それぞれ関係機関に要請活動を行って参った次第であります。農水省の斉藤整備部長をはじめ関係者に要請活動を行ったしだいであります。内容的には、一つの事業としまして当然この中に農協の麦乾も入って参りましょうし、清里町がこれから実施しようとしております色々な事業につきまして、総合的な事業採択を要請して参ったところでもあります。次5点目の観光圏整備実施計画の認定についてであります。この関係につきましては、認定区域が知床観光圏と言うことでありまして、清里町、斜里町、羅臼町、標津町と言うことで21年の4月から26年の3月まで5カ年間の認定、これが受けまして一体的な事業推進を図って行くと言うことであります。

次、大きな2点目の主要事業の執行状況でありますけれども、1点目の議決工事の進捗状況についてであります。3ページ横の表でありますけれども、これにつきましては20年度繰越事業でございます。6月15日現在ということでありまして、一般廃棄物最終処分場から公営住宅建設工事まで、この3件の事業につきましてそれぞれ記載の進捗割合、進捗状況となっております。全て計画どおり進んでおります。次に裏面の方へ参りまして21年の工事の進捗状況であります。4線道路凍雪害防止工事でありまして、この関係につきましては5月27日から22年の3月19日までの工期でありますけれども、進捗割合は5%で現在工事が施工中であります。次2点目の農産物生育状況についてであります。6月15日現在でありまして、去る6月19日、普及センター江川次長さん、柴田係長さんからそれぞれ報告を受けたものであります。この表の見方ありますけれども、上段が今年度、下段が平年値であります。秋まき小麦ホクシンにつきましては係数が多いと言うことで今年は日照不足、やわらかく育っているので倒伏が心配であるという事、全体的に順調に成長していると言う事であります。それぞれプラス3と言う数値が出ている訳であります。それでは1段飛ばしまして、春まき小麦春よ恋でありますけれども、これにつきましても順調に生育をしている。当時でありますけれども1週間程度で出穂するのではなかろうかと言うその様なお話でございました。次、ばれいしょ、てんさいでありますけれども、それぞれ記載の数値になってありますけれども、雨天が続きましたので除草剤の効きに多少のムラがあるけれども心配はないと言うことでもあります。また、てんさいにつきましては直播7戸15ヘクタールの3分の1が風害にあっていると言うその様な報告も受けた次第でございます。次、大豆小豆でありますけれども5月末の長雨、低温によりまして播種時期の遅れがありまして全体的に小さく苦戦をしている状況であると言うことでもあります。他、玉ねぎ、牧草、とうもろこしについては記載のような内容であります。

次、大きな3点目の主な会議・行事等の報告についてであります。1点目の清里町防災会議、5月27日開催されまして防災計画、21年度の事業計画のご審議をいただき情報交換を終え無事終了いたしております。また同日に清里町国民保護協議会の会議が開催されまして国民保護の計画、情報交換等がなされております。次、町営牧場の入牧についてであります。5月27日、5戸の方々が、119頭の放牧が無事終了いたしております。続きまして、みどりのフェスティバルの関係であります。5月31日、みどり駅前で開催されました。非常に寒い日でありましたけれども、来場者約1千名、内容はキャラクターショー、飲食コーナー、その他無事盛会裏のうちに終了いたしております。最後にみどりの植樹事業の関係でありますけれども、6月6日、旧

16号スキー場跡地で開催されました。この関係につきましてはエゾヤマザクラ他を植樹したわけでありますけれども、ニトリ財団の援助事業といたしまして昨年に続き2ヶ年目であります。参加者110名で無事終了いたしております。以上を申し上げまして町長の一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで町長一般行政報告を終わります。

日程第5 教育長一般行政報告

議長（村尾富造君）

日程第5 教育長一般行政報告を行います。教育長 荻野美樹君。

教育長

教育長一般行政報告を申し上げます。1点目の主要事業報告についてであります。1点目の網走管内教育委員会協議会総会ですが、6月4日、網走市のオホーツク・文化交流センターで開催されました。付議事件につきましては記載のとおりであります。の北海道町村教育委員会連合会評議員の選出については網走管内は全道の評議員として教育委員長2名、教育長3名の計5名の評議員の配置がございますので、5名の方を評議員として選出をいたしております。

の平成20年度事業報告から の平成21年度予算については原案通り承認・可決を頂いているところでございます。2点目の平成21年度第9地区教科用図書採択教育委員会協議会についてであります。同じく6月4日、網走市のオホーツク・文化交流センターで開催されました。この協議会は平成22年度から使用する中学校社会科の教科書について網走管内統一した教科書を使用する事を目的に協議会を設置して教科用図書の採択を行うものでございます。付議案件については記載のとおりでありまして、来月7月末を目途に平成22年度から使用する教科用図書の採択を行うべく現在作業を進めているところでございます。

大きな2番目の主な会議・行事等の報告であります。教育委員会の学校訪問につきましては6月22日、教育委員全員で光岳小学校を訪問し今年度の学校運営について視察を行ったところでございます。視察の内容でございますが、平成22年度の学校経営方針と重点目標について説明を受けた後、授業参観、体育館・特別教室等の施設の視察を行い、その後少年団活動の実態、今年度の重点目標の取組み状況等について意見交換を行ったところでございます。

3番目の教育委員会の開催状況であります。第3回教育委員会を5月25日に開催いたしております。付議案件につきましては、清里町社会教育委員、生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱、第9地区教科用図書採択教育委員会委員の任命についてでありまして、各委員の選任をいたしたところでございます。

4のその他であります。清里中学校、清里高等学校の全道大会出場についてであります。 (1)の清里中学校野球部につきましては6月13日、14日に開催されました第26回全日本

少年軟式野球北海道大会網走支部予選において優勝いたしました。7月17日から20日まで千歳、恵庭両市で開催されます全道大会に出場することが決定しております。日ごろの練習の成果を発揮し悔いの無いプレーをされる事を期待しております。(2)の清里高等学校弓道部であります。5月29日、30日、北見市留辺蘂町で開催されました第55回全道高等学校弓道競技選手権大会北見支部予選会において優秀な成績を収められました女子団体と女子個人で1名が、6月17日から19日まで同じく北見市留辺蘂町で開催されました全道大会に出場いたしました。全道大会の結果であります。女子団体は決勝トーナメントに進みましたがベスト8で敗退、女子個人は予選で敗退いたしました。(3)の清里高等学校柔道部につきましては、5月28日から30日に北見市で開催されました第59回全道高等学校柔道選手権大会北見支部予選会において個人戦で3位となりました男子1名が、6月16日から18日まで美唄市で開催されました北海道大会に出場いたしました。結果であります。3回戦で敗退いたしました。成績としてはベスト16となっております。弓道部、柔道部共残念ながら全国出場はなかったわけですが、今後より一層のご活躍をご期待申し上げます。以上、教育長の一般行政報告とさせていただきます。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

これで教育長一般行政報告を終わります。

日程第6 報告第2号

議長(村尾富造君)

日程第6 報告第2号 平成20年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、報告第2号平成20年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。本件につきましては地方自治法施行令第146条第2項において、普通地方公共団体の長は、繰越明許に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されており、法令の定めにより報告を行うものでございます。議案書を1枚お開き下さい。今回繰越いたしました事業は、総務費の定額給付金給付事業及び土木費の公営住宅建設事業、2事業であり、定額給付金給付事業の翌年度繰越額は83万1千198円、公営住宅建設事業の繰越額は6千10万3千円、合わせて6千93万4千198円であり、財源につきましては既収入特定財源となる国庫支出金が13万8千198円、未収入特定財源である同じく国庫支出金が2事業合わせて2千745万8千円、一般財源が3千333万8千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで報告第2号 平成20年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第7 報告第3号

議長（村尾富造君）

日程第7 報告第3号 平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、報告第3号平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。本件につきましては、地方自治法施行令の規定により平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計の繰越計算書を報告するものでございます。議案書1枚をお開きください。今回繰り越しいたしましたのは、1款総務費、1項総務管理費の後期高齢者システム改修事業116万6千円となっております。なお財源につきましては全額、既収入特定財源であり、全て一般会計繰入金でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで報告第3号 平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第8 一般質問

議長（村尾富造君）

日程第8 一般質問を行います。細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）

私は今回の定例会に通告してあります緑ヶ丘公園の整備について質問させていただきます。緑ヶ丘公園の整備については次の2点について通告してありますけれども、順次質問させていただきまので、町民にも理解されるよう明解な答弁をされるよう要望する次第であります。

まず第1点は、私は最近緑ヶ丘公園にあまりパークゴルフをしに行きませんが、大体産業まつり以外年に2、3回は散歩を兼ねて行くことがあります。その時、いつも感じることは池の周りの遊歩道を歩いてございますけども、この池にもし綺麗な水が常時満たされておればどんなにか

訪れる人の気持ちを和ませ、周囲の環境、景観も高まり緑ヶ丘公園の存在価値が高まるのではないかと常々感じております。昭和38年12月に公園条例が制定されて以来、野外ステージ、人道橋、斜里川に掛けてある立派な橋、人道橋。それからトイレ、夜間パーク用の照明等が整備されておりまして、また管理されていることは誠に喜ばしいことではありますが、私の記憶では池の整備計画もありましたし、入った水の出口、排水溝も出来ていたのに未だにこの池の整備が行われていないのはなぜなのか。理解に苦しんでいるところでございます。したがって、その理由と対応・経過についてお伺いいたします。

2点目は、私は清里町の唯一の公園である緑ヶ丘公園の存在価値を高め、景観、環境を良くするためにも綺麗な水を満たした池等の整備を図る必要があると思います。このことにつきまして町、町長はどの様に考えておられるのか。また、今後どの様にされるのか、その方策についてお伺いし1回目の一般質問を終わります。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

細矢議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。まず第1点目の緑ヶ丘公園の池の整備が未だ行われていない。その理由と対応経過についてであります。まず緑ヶ丘公園の設置と整備の概要から申し上げたいと思います。ご質問のありましたとおり緑ヶ丘公園につきましては、昭和38年、1963年に斜里川河川敷と堤防用地を網走土木現業所から借り受けまして、清里町立公園条例を制定しまして、町民の憩いの場として設置される事になっている訳であります。その後、斜里川河川敷地及び堤防用地の用途廃止によりまして町は約9町4反分の払い下げを受けまして、現在公園用地あるいは野球場用地として活用しているところであります。公園の造成は昭和42年から始まりまして、多くの町民の方々の労力奉仕を頂きながら行われて来たところでもあります。また、多くの花木の寄付もあり順次植樹も行われ、徐々に公園としての整備がなされまして昭和45年には町民の皆さんから公園の名称を公募しまして、緑ヶ丘公園と命名されております。その後、公衆トイレや公園等水飲み場、四阿（あずまや）、遊具などの整備を順次行いまして昭和48年からは管理人を設置するなど公園の環境整備を行ったことにより、町民の憩いの場、イベント場として広く利用される様になっております。特に、昭和54年からは緑ヶ丘公園内でふるさと産業まつりが開催されるようになり、町内外から大勢の方々が訪れるようになってございます。この様にイベントや町民の利用が多くなって来たことから、昭和56年度には施設の整備充実が必要であるとして、国の農村憩いの広場整備事業を導入しまして屋外ステージ、トイレ、池の整備等を実施をしており、一段と公園としての機能が整備充実されているところであります。さらに、平成になってからはパークゴルフが町民の間に広まり、緑ヶ丘公園にもコースが設置されてからは土曜、日曜はもちろんのこと、平日でも多くのパークゴルフ愛好者が訪れるようになりました。緑ヶ丘公園は、子供からお年寄りまで幅広く利用されるようになりましたので、施設の充実と利便を図ることが求められ、平成6年度より道営の広域生活環境整備事業を導入し、斜里川に歩道橋を設置したのをはじめ、四阿（あずまや）、トイレ、駐車場、遊具、夜間照明設備などを整備し、本格的な公園として施設の充実整備を進め現在となっております。

池の整備が行われていない理由であります。緑ヶ丘公園の池は斜里川の旧河川の一部を活用

しており、工事の経過を申し上げますと昭和42年、斜里川築堤、堤防ですね、築堤の法面仕上げの工事が行われ昭和48年には池の掘り下げ工事が行われ、昭和49年には池の東側の護岸工事、池の西側の柵設置工事が行われております。そして昭和56年には床溜い、現在の擬木の柵が設置されている訳であります。この様に床溜いや、危険防止の為の工事は実施してきている訳であります。平成6年度より実施しました道営広域生活環境整備事業での公園整備に併せまして、網走土木現業所と緑ヶ丘公園全体的な整備について協議をし、緑地部分はこの事業で整備をし、池周辺は土木現業所において整備することとしたところであります。池の整備につきましては、斜里川からの取水により池の水を綺麗にするとするものであり、護岸工事と排水工事については平成7年度から平成8年度までに工事が完了しております。その後池の工事が一向に進まないため、幾度となく工事促進を要請して来たわけでありましてけれども、斜里川の水位が下がりにまして取水が出来ない状況になってきた訳でありまして、こう言った理由などにより事業が中断している現況のわけであります。その結果、池の水位が段々と下がり雑草が繁茂してきているのが現況であります。

次に2点目の関係でありますけれども、緑ヶ丘公園に綺麗な水を満たしたい。池の整備の必要性この方策についてであります。町といたしましては当初計画に基づき池周辺が環境面、衛生面、そして利用の面からも親水施設として整備される事が最も好ましいことと考えております。しかし、平成15年度に網走土木現業所において実施した環境調査や現実的な整備方法についても十分検討し、親水施設としての整備が困難である場合にあっては環境、衛生面との利活用の方策から埋め立てて緑化する整備を進めることも視野に、この関係機関との対応をして参りたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと存ずる次第であります。以上を申し上げます。答弁と代えさせていただきます。

議長（村尾富造君）
細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）

ただ今答弁を頂きましたけれども、この答弁に対してなかなか理解出来ない部分もあるわけですが、まず、私が記憶にあるのは池が出来た当時、30年位前になるかと、かなり先の話ですが、町の子供達とかを集めて蛸を放して蛸鑑賞会をやったことがあるんですよ。私、当時は神威に住んでおりましたけれども、その蛸を見るために出てきて公園まで蛸を見に来たものです。それからずっと蛸というものがここで育てて観賞出来るのかなと言う感じも持っていたのですが、そういうことが無くて今お話になったように、未だに整備されていないと。そこでお尋ねしたいのはですね、土現とこの池の整備についてやってもらう事になっていたと言うことですね。この事についてはどう言う事なのでしょう。今日になって、斜里川の水位が下がって水を取水するのが大変だと、一口で言えばそういうことかと思えますけれども、当時のこの土現と町との公園の整備に当たって特に池の整備に当たって契約ですか、どう言うふうに契約されているのか。ただ口頭だったのか、何か書いたもので契約書を交わしているのか。その辺どうなのでしょう。

議長（村尾富造君）
町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

緑ヶ丘公園につきましてご質問にありましたように、当時、蛭を公園敷地に放して多くの子供達に観賞して頂いたという経緯もあります。それと池の関係につきましては、正式な契約とかそういう風なものではないと言う様に判断しておりますけれども、東オホーツク地区の整備事業と言うことで整備されている訳でありますけれども、その時に、その当時役割分担的な事がありまして、この関係は町でやり、この関係は河川管理者である北海道がすると言う役割分担が当時なされて事業が進んだわけでありまして、私想定するに予想外の水位の低下と言うことで、斜里川からの導水が不可能になったという、その様な判断をいたしている訳でありまして、先ほどの最初の答弁でも申し上げました様に、これからは環境の面も考慮しながらもう少し違った活用の仕方でも十分検討して行かなきゃならないと言うふうに判断しているのが現況であります。

議長（村尾富造君）

細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）

水の取水が困難になったという話。要するに斜里川からのことですね。しかし、私の素人考えですけれども、レベルって言うのですか、出して見ないとどの程度の上流からあの池に水を導入出来るのか分かりませんが、上流からですね例えば250ミリとか300ミリくらいの管を整備して、やる気になれば池に水を入れられるのではないかと思うんですね。どの程度費用的に掛かるのか分かりませんが、やはり環境的にやっぱり公園だとか庭園だとかそういうところについては水と言うものが非常に必要なんです。私もヨーロッパ、あるいは金沢の兼六公園だとかそういうところに行って色々勉強させてもらっていますけれども、ほとんどの公園なり庭園と言うものは水が池があり、川が流れており、場合によってはポンプアップして、設備をして噴水をしていると言うような状況がある訳ですね。そういう事で初めて公園と言うものの価値が生きてくるといふ風に私は思うのですが、したがって、この水の導入方法についてですね私が申し上げたように、私は近くからは無理だと思うんですけども、上流から、本当にこの池を整備するという考えであれば、この上流からの水の取水は全く考えられないのか。お伺いします。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

公園の池の整備については北海道も始めから放置していると言うわけではなくて、その当時は取水する目的で斜里川のほとりに溜めのような所も作っているわけでありまして、それから排水設備も整っているわけでありまして、想定以上の斜里川の水位の低下と言うことで、正式な計算ではありませんけれども、もし水を入れるとすると数億以上の莫大な経費が掛かると言うことも想定されるというお話もお聞きしておりまして、非常に現在の状況を考えますと難しい面もあるのかなと、その様に判断をいたしているところであります。細矢議員のご質問にもありますように、当初の計画は斜里川から水を流し入れ、丁度13号橋ですか、そこに排水をするという計画が進んだ訳でありますけれども、如何せん水位低下が大きかったという事で現在まで至って

いるというのが現況であります。それともう一つは、池の状況の環境が非常に悪くなりまして、町自身としましてもこの機会に新たな方策も考えてならなければならないという協議を始めた矢先の今回の一般質問と言うこともありまして、非常に困った環境であるという認識では同じ様な考え方を持っている訳であります。

議長（村尾富造君）
細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）

ただ今の町長の答弁からすると、池に水を導入することは非常に困難だと。一口で言えば諦めたと言うふうに受け止めざるを得ないんですけども、私、残念なのはですね、問題なのはこの網走土現ですか、当時の約束事をきちっとやってもらえなかった。やってくれなかったと。そして、あの池を整備するという考え方であの周りの遊歩道を作り、そして柵も作り、そして先ほども申し上げました様に排水溝、取水した水の出口、これまで出来ているんです。と言うことになりまして、今非常に国会でもあちこちで言われている、お金の無駄遣いに繋がる形になってしましますよね。こう言う状態では、その辺どのように町長は思っておられますか。それと併せて、もう一度念を押しますが、もうあの池に水の導入は出来ないと。先ほど町長が答弁されているように、したがって新たな方策を検討して行きたいと申されておりますが、再度もう水の導入は出来ないものなのか再度答弁願います。

議長（村尾富造君）
町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

最初の計画で行きますと斜里川の流水を導入してそして流すという、こう言うことが出来れば一番良いわけでありまして、ご承知のように導入口が既にもう相当もう上部の方へ行ってしまうと柳が生茂っているような状況になっている訳でありますから、もし導入するとすれば相当上の方から大きなお金を掛けて工事をしなくてはならないと言う、そういう面もありますし、望みとして持つことも必要だと思いますけれども、公園の環境整備ということも判断して行きますとまた別な有効な活用方法が無いのか、これも考えることの一つの方法かなと言うふうにと思っている訳であります。いずれにしてもこの町が早急にしなければならないのは、あそこの安全管理であり環境整備の問題。これを少しでも早く対応して行く必要があるのかなと、その様に感じているところであります。

議長（村尾富造君）
細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）

水の導入については私は出来るだけ実現して欲しいと思っておりますけれども、今の町長の先ほどの答弁を聞いておりますと、大体、水の導入については予算的にももう諦めざるを得ない

と。したがってこの敷地って言うのですか、土地って言うのですか、新たな活用について検討して行きたいと言うふうに答弁されております。したがって私も通告しております様に、私はあくまでも水を導入して欲しいと言うことですが、町長が新たな活用と言う答弁をされておりますので、今後あの敷地、あの池をどの様にして活用して行く考えなのか検討されていることがあればお尋ねしたいと思います。

議長（村尾富造君）
町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）
まだ正式にどのような活用をするのかという案をつめていると言うわけではありませんので、いずれにいたしましても色々な大きな事業が町全体で進んでおりますので、出来るだけ経費の掛からない方策を考えながら所管の委員会とも協議をさせて頂きながら環境整備を進めて参りたいと、その様に考えているところでございます。

議長（村尾富造君）
細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）
ここまで、あの池を整備できずにきていて、そして今私が答弁を求めた、今後どの様に活用して行く考えなのか、今の答弁ではちょっと納得出来ないんですよね。今町長がおっしゃっているように早急に整備を図って行かなければならない。これも早急にと言うか、とっくにやっていなければならぬ問題だと私は思います。したがって早急に今考えているのであれば、今当面考えられる活用方法というものが、どう言うものがあるのかお伺いしたいと思います。如何でしょうか。

議長（村尾富造君）
町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）
整備は直ちにやろうと思えばやれるのですけれども、非常に巨大な池でありますし、それを整備する、やはり慎重に考えて行かなければならない問題も有ろうかと思います。環境、これは大事でありますし、私が考えておりますのは、町内で色々な大きな国あるいは北海道の事業が動いておりますからそういった事業を活用しながら、町の出し分を限りなくゼロに近いような状況で公園全体のしての環境整備を図ることが出来たら良いなという考え方を持っている訳であります。私の気持ちとしては緑ヶ丘公園をもう少し環境の良い姿に持って行く、小さな子どもさん達が遊びに来て安心できる様な、そういった公園整備にして行きたいと考えている訳であります。しかし、これを直ちに町単独でやると莫大な経費が掛かりますので、そういう経費が掛からないような姿で良い方法を見つけながら、これから所管の委員会ともその方策等について詰めて参りたいと思っております。考え方としては現在の環境を少しでも早く直して行きたい

という、そういう気持ちに変わりはありません。方策について所管の委員会とも十分協議をさせて頂きたいと思っております。

議長（村尾富造君）
細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）
早急にと言われているのですが、今日私が質問をしている立場からいたしますと、早急にと言われてもそう長い時間おけるものではないと思うんですよ。大体、目途としてどの程度あの池の整備をやるのにどの程度の期間が必要なのか。事業によっては変わろうかと思いますが、その期間どの程度待って欲しいのか、それくらい聞かせてもらえませんか。

議長（村尾富造君）
町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）
相手方があることですからなかなか難しいわけでありましてけれども、今、国営の事業なり道営の事業が今年度から進みますし、そういった事業も活用しながらして参りますと、どの程度の土の量になるのかも分かりませんし、現在想定しておりますのは今後早くても4年ぐらいは掛かるのかなと言う想定をしております。出来るだけ早く実施をしたいのは山々でありますけれど、相手方のことも考えながら出来れば4年ぐらいの間に実施をして参りたいと考えております。

議長（村尾富造君）
細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）
これ以上続けてもちょっと無理かと思いますが、ただ、ここで約束して欲しい、約束と言うのはあれですけども。私はやっぱり申し上げておりますように唯一の清里町の緑ヶ丘公園なんですよ。したがってその緑ヶ丘公園の、今、大体期間は4年ぐらい掛かってと聞きましたけども、これを進めるに当たって町には議会もありますし、それから町づくり委員会とか色々な組織がありますよね、そういう方々の意見も聴しながら悔いの無い整備を図っていただきたいと。この約束はしてもらえますか。

議長（村尾富造君）
町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）
最終的に決めいただくのは議会でございますし、議会とも充分協議をさせて頂きたいと思っております。

議長（村尾富造君）
細矢定雄君。

7番（細矢定雄君）

町民、例えば自治会だとか色々な団体がありますけども、私たちも、私も一人の議員ですけども、議会はもちろん最終決定、決議機関ですから当然ですが、それまでに町が提案するまでに色々な町民の声もやはり取り入れた中という事で、と私は思っているものですから申し上げているのですから。如何ですか。

議長（村尾富造君）
町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

私が協議をするのは町民の皆さんとも話はしなければなりませんけども、最終的に決めただくのは議会でありますし、やはり所管の委員会と充分お話し合いをしながら決めて行きたいと思っております。

議長（村尾富造君）
これで細矢定雄君の質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

日程第9 議案第40号

議長（村尾富造君）

日程第9 議案第40号 清里町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第40号清里町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の補正は児童福祉法の一部を改正する法律、平成20年法律第85号の改正により、第27条第1項第3号の措置として児童を里親に委託することに加えて小規模住居型児童養育事業を行う者に児童を委託させることが新たに加えられ、措置として医療費が公費負担となり医療費助成の対象外となるため清里町重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。

それでは別冊の審議資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、審議資料1ページをお開き願います。訂正箇所につきましてはアンダーラインで示してあります。第3条第1項第2号中、第27条第1項第3号に規定する措置によりの次に、小規模住居型児童養育事業を行う者もしくはを加えるものであります。2ページ附則につきましては施行期日及び適用月日を規定しております。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第40号 清里町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号

議長（村尾富造君）

日程第10 議案第41号 清里町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第41号清里町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正につきましては、先ほど説明したとおり児童福祉法の一部を改正する法律平成20年法律第85号の改正により、第27条第1項第3号の措置として児童を里親に委託するというに加えて、小規模住居型児童養育事業を行う者に児童を委託することが新たに加えられ、措置として医療費が公費負担となり医療費助成の対象外となるため清里町乳幼児の医療費に関する条例の一部を改正するものです。

それでは別冊の審議資料の新旧対象表によりご説明申し上げますので、審議資料3ページをお開き願います。訂正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。第3条第1項第2号中、第27条第1項第3号に規定する措置によりの次に、小規模住居型児童養育事業を行う者もしくはを加えるものでございます。附則につきましては施行期日及び適用月日を規定しております。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第41号 清里町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

議長(村尾富造君)

休憩を解き会議を続けます。

日程第11 議案第42号

議長(村尾富造君)

日程第11 議案第42号 平成21年度清里町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第42号平成21年度清里町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は、第1条第1項に記載の通り歳入歳出にそれぞれ1億1千887万3千円を追加し、予算の総額を43億5千887万3千円とするものです。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますが、歳入におきましては町税の現年分固定資産税の賦課調定に伴う増額補正、更には平成20年度決算処理に伴う繰越金の確定による補正を中心に行ってまいります。歳出におきましては国の緊急経済対策に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源とした対策事業の第1段階における補正措置、更には決算剰余金等の基金への積立及び当初予算保留事業のうち事業内容の確定をみたものの補正を行ってまいります。第2条の債務負担行為補正につきましては、議案書を3枚お聞き頂きたいと存じます。第2表の債務負担行為の補正についてご説明します。1の追加につきましては、農業経営基盤強化資金利子助成事業その15について期間並びに限度額を記載の通り定めるものです。

それでは歳入歳出補正予算の内容についてご説明申し上げます。まず始めに今回の補正の概要と補正を提案させていただいた主な施策・事業の内容についてご説明申し上げますので、別冊の審議資料をお手元にご用意下さい。資料の ページをお聞き下さい。

それでは、審議資料の4ページをお聞き頂きたいと存じます。補正予算概要よりご説明申し上げます。なお、事業費内の上段のカッコ内の数字は補正後の当該事業の予算総額であり、財源内訳

については資料に記載の通りであり、特異的なもの以外は説明を省略致します。総務費の2項、総務管理費、2目財産管理費、基金積立事業につきましては、平成20年度繰越金の確定及び固定資産税増額補正等にもなう一般財源剰余分7千216万1千円と寄付金2件分30万円、合わせて7千246万1千円を財政調整基金に積み立てるものです。5目自治振興費、街路灯撤去新設及び移転事業につきましては、道道摩周湖斜里線拡幅工事に伴い街路灯合わせて11基の撤去・共架・移設を行なうもので、補正額は129万2千円となっております。特定財源のその他50万円は移転補償費となっております。3項開発促進費、1目企画振興費、子ども広場整備事業256万2千円の補正につきましては、財団法人自治総合センターより緑化推進のコミュニティ助成事業として140万円の助成が決定されましたので植栽整備を行うものです。9項地域振興費、1目地域振興対策費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業3千569万円の補正は、1点目として公共施設等整備緊急事業として施設等の修繕・改修並びに13年を経過した公用車のエコカーへの更新及び地上デジタル放送に対応するためのテレビ受像機等の更新に伴う備品整備事業、2点目として個人住宅に対する太陽光エネルギー導入の支援事業、3点目として商工会が実施する商店街を中心とした、まちなかにぎわいを再生・創出するためのマスタープラン策定への補助、4点目として緊急雇用対策の枠組みの中で、教育委員会が主管する学童保育指導員1名の増員及び江南小学校事務職員雇用経費を計上いたしております。また、8款消防費におきましても、本事業に関連し公共施設等整備緊急事業として消火栓2基の更新事業費及び消防司令車の更新経費、合わせて631万2千円を計上するものでございます。なお、特定財源につきましてはいずれも地域活性化・経済危機対策臨時交付金となっており、今後の執行に伴う調整措置として今回の補正段階では事業費の9割分について財源手当をいたしてございます。なお、現段階におきましては清里町への交付金の限度枠が1億9千117万6千円と示されておりますが、今後、当町に対する国の1次補正追加補助事業の割付並びに公共事業投資交付金の内容確定との調整を経た後、6月定例会以降の議会において2段階目の補正を提案させて頂きたい。また、財源充当させて頂くこととなりますのでご理解を賜りたいと存じます。

それでは続きまして事項別明細書により款項区分による補正予算の内容につきましてご説明申し上げますので、別冊の補正予算に関する説明書をご用意下さい。歳出よりご説明申し上げますので、桃色の表紙となっている一般会計の事項別明細書4ページをお開き頂きたいと存じます。歳出よりご説明申し上げます。総務費の2項総務管理費、2目財産管理費7千246万1千円の補正につきましては、25節積立金、財政調整基金への積立を行なうものであり先ほどご説明いたしました。5目自治振興費、11節需用費129万2千円の補正につきましては街路灯の移設撤去等事業にかかる修繕料の補正となっております。3項開発促進費、1目企画振興費につきましても先ほどご説明した子ども広場整備植栽事業にかかる工事請負費256万2千円の補正となっております。3目花と緑と交流のまちづくり事業費につきましては財源の振り替えであり、本年3月に20年度分として1件・10万円のふるさと寄付を預きふるさと基金への積立てを行っていましたが、寄付者より4事業への用途指定がありましたので、それぞれ該当する21年度事業への寄付充当処理を行うものでございます。9項地域振興費、1目地域振興対策費3千569万円の補正につきましては、先ほど補正概要でご説明申し上げました地域活性化・経済対策臨時交付金事業であり、それぞれ4項目14事業の補正について記載の各予算科目により整理し補正計上させて頂くものでございます。4節共済費及び7節賃金につきましては、学童保育及び江南小学校臨時事務職員の雇用に係る経費、11節需用費、修繕料につきましては町営住宅並び

に羽衣南児童公園等に係る公共施設修繕経費、12節役務費につきましては交通安全指導車更新にかかる諸経費、13節委託料につきましては神威西12線道路の測量調査事業委託料、15節工事請負費につきましては、札進団地中通りの舗装改修工事及び街路灯の昨年度実施済みの残分全基の省エネタイプへの改修工事、更には青葉牧場の牧柵等隔障物の撤去工事を行うものでございます。18節備品購入費につきましては交通安全指導車更新及びテレビ放送の地上デジタル化に対応する観光宿泊施設関係のテレビ受像機等の更新経費を計上いたしております。19節負担金補助及び交付金につきましては、住宅用太陽光発電システム導入費補助5戸分及びまちなかにぎわい再生創出計画策定支援に係る商工会への補助金となっております。27節公課費は交通安全指導車更新に係る重量税となります。なお、ふるさと寄附金に伴う財源調整も併せて行っております。5ページをご覧くださいと存じます。民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましても同様のふるさと寄付に伴う財源振替え調整を行うものです。6ページをお開き頂きたいと存じます。衛生費の1項保健衛生費、3目各種医療対策費31万1千円の補正につきましては後期高齢者医療特別会計繰出金であり、制度等周知啓発資材の印刷及び更新となる保険証の配達証明付き郵送料にかかる事務経費分であります。2項清掃費、1目清掃事業費につきましては、最終処分場の整備後の管理に必要な技術管理者資格取得に係る講習会受講に要する負担金11万6千円を補正いたします。8款消防費につきましては、先ほど補正概要でご説明申しあげました臨時交付金事業にかかる消防組合への負担金63万2千円を補正するものでございます。9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費につきましても、先ほどと同様、ふるさと寄付に伴う財源の振り替え措置となっております。7ページ、4項社会教育費、3目生涯学習総合センター費12万9千円につきましては、学童保育に係る指導員について既定予算による執行の調整分を補正措置するものでございます。

それでは、歳入につきご説明いたしますので1ページにお戻り頂きたいと存じます。歳入につきましては総括でご説明申し上げます。1款町税につきましては2千200万円の増額補正となりますが、主な要因といたしましては固定資産税のうち、農業生産基盤施設の整備に伴う償却資産の現年度賦課調定額の伸びによるものでございます。13款国庫支出金3千744万2千円につきましては、全額、地域活性化・経済危機対策臨時金となります。16款繰入金10万円はふるさと寄附金を積み立てたふるさと基金からの繰入れであり、17款繰越金につきましては、平成20年度の歳入超過額4千23万6千853円及び歳出不用額6千689万4千407円の合計1億713万1千260円の繰越額から、当初予算で計上しております5千万円を差し引いた、5千713万1千円を増額補正するものでございます。18款諸収入190万円は歳出の特定財源でご説明いたしましたが、街路灯移設に伴う補償金と子ども広場整備にかかるコミュニティ助成金となっております。寄附金30万円につきましては、羽衣町21番地にお住まいであった家村姚子様から10万円、同じく羽衣町39番地にお住まいであった斉藤清明様から20万円、それぞれ転居に伴う離町にあたって町並びに教育振興に対しましてご寄付を頂いたものでございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第42号 平成21年度清里町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号

議長(村尾富造君)

日程第12 議案第43号 平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第43号平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ705万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9164万7千円とするものでございます。第1条第2項につきましては別冊の国民健康保険事業特別会計事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは歳出よりご説明申し上げますので事項別明細書の3ページをお開き下さい。今回の補正は支援金、拠出金、前年度繰越金の確定及び介護報酬の引き上げに伴う介護納付金の補正を行うものでございます。3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金14万7千円の補正につきましては後期高齢者支援金の確定に伴うものでございます。5款老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、19節不短期補助及び交付金638万2千円及び2目老人保健事務費拠出金、19節負担金補助及び交付金9千円の補正につきましては拠出金の確定によるものでございます。1目老人保健医療費拠出金、特定財源のその他550万円は基金繰入金でございます。6款介護納付金、1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金51万9千円につきましては介護報酬3%の引き上げに伴い補正を行うものでございます。特定財源の国道支出金51万9千円は介護従事者処遇改善臨時特例金でございます。

それでは1ページにお戻り下さい。歳入につきましては総括表でご説明申し上げます。3款国庫支出金及び9款繰入金につきましては特定財源であり歳出でご説明いたしました。10款繰越金が一般財源でございます。以上で説明を終わります。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)
質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)
異議なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第43号 平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第44号

議長(村尾富造君)

日程第13 議案第44号 平成21年度清里町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第44号平成21年度清里町老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ311万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ501万6千円とするものでございます。第1条第2項につきましては別冊の老人保健特別会計事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは歳出からご説明申し上げますので事項別明細書の2ページをお開き下さい。今回の補正は医療費の過誤に伴う道負担金の概算交付金及び前年度繰越金の補正を行うものでございます。2款諸支出金、1目償還金、23節償還金利子及び割引料の311万5千円につきましては支払い基金交付金返納金を補正するものでございます。特定財源の国道支出金8千円は道支出金でございます。それでは1ページにお戻り下さい。歳入につきましては総括表でご説明申し上げます。3款繰越金が一般財源でございます。以上で説明を終わります。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)
質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第44号 平成21年度清里町老人保健特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第45号

議長（村尾富造君）

日程第14 議案第45号 平成21年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第45号平成21年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ31万5千円を追加し、予算の総額を5千76万円とするものでございます。第1条第2項につきましては別冊の後期高齢者医療特別会計事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは歳出からご説明申し上げますので事項別明細書の2ページをお開き下さい。今回の補正は後期高齢者医療制度の広報費、保険証更新に伴う通信運搬費及び前年度繰越金の補正を行うものでございます。1款総務費、1目一般管理費、11節需用費、印刷製本費4万2千円の補正は町広報紙掲載に係る経費を計上いたしました。12節役務費、通信運搬費27万3千円は後期高齢者医療被保険者証の送付経費を計上いたしました。特定財源のその他31万1千円は一般会計繰入金でございます。それでは1ページにお戻り下さい。歳入につきましては総括表でご説明申し上げます。4款繰越金が一般財源でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第45号 平成21年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第46号

議長（村尾富造君）

日程第15 議案第46号 平成21年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。建設課長。

建設課長

ただ今上程されました、議案第46号平成21年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ770万円を追加し、予算の総額を8千608万5千円とするものでございます。第1条第2項につきましては別冊の事項別明細書によりご説明申し上げます。それでは補正予算の内容についてご説明申し上げますので説明資料の中の簡易水道事業事項別明細書をご覧ください。今回の補正の主な内容でありますけども、本年度北海道が事業主体となって実施いたします道道摩周湖斜里線交通安全施設整備事業において歩道拡幅の対象となる部分の水道配水管の移設並びに未敷設部分の敷設を行うことからその所要額の補正を行うものでございます。

それでは歳出よりご説明申し上げます。事項別明細書の3ページと併せて審議資料の5ページをお開き下さい。歳出の2款施設費につきましてご説明申し上げます。1目施設整備費、15節工事請負費は本年度道道摩周湖斜里線が3線からレストハウス入口まで575メートルの工事が予定されております。この工事に伴い道道南側に75ミリ管を210メートル、北側に50ミリ管を410メートルを敷設するものであります。この工事に770万円が必要なため補正をして参ります。財源内訳でありますけども、特定財源のその他は簡易水道施設整備基金繰入金が190万2千円、雑入、水道管移設補償費が292万7千円、合わせて482万9千円であります。それでは歳入についてご説明申し上げますので1ページにお戻り下さい。3款繰入金、5款諸収入につきましては特定財源であり、歳出で説明申し上げました。4款繰越金287万1千円の増額は前年度繰越金であり一般財源に充当させて預きます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案の

とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第46号 平成21年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第 47号

議長(村尾富造君)

日程第16 議案第47号 平成21年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。建設課長。

建設課長

ただ今上程されました、議案第47号平成21年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ596万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千375万8千円とするものでございます。第1条第2項につきましては別冊の事項別明細書によりご説明申し上げます。それでは補正予算の内容についてご説明申し上げますので説明資料の中の農業集落排水事業事項別明細書をご覧ください。今回の補正の概要であります。議案第46号でも説明いたしましたが、北海道が事業主体となって実施いたします道道摩周湖斜里線交通安全施設整備事業において歩道の拡幅、新設の対象となる部分のマンホールの調整と公共樹の移設並びにし尿処理場の故障修理に備え修繕料及び消耗品の所要額を補正するものであります。

それでは歳出よりご説明申し上げます。事項別明細書の3ページと合わせまして審議資料の6ページをお開き下さい。歳出よりご説明申し上げます。1款総務費、2目施設管理費、11節需用費は処理場に要する消耗品と機器類の修繕料として補正するものであります。2款事業費、1目農業集落排水事業費、15節工事請負費は3線交差点からレストハウス入口付近までのマンホール17箇所の高さ調整と公共樹13箇所の移設工事費400万円を補正するものであります。財源内訳であります。特定財源その他400万円は全て補償費であります。次に歳入についてご説明申し上げますので1ページ総括、歳入をお開き下さい。5款繰越金196万4千円の増額は前年度の繰越金であり一般財源に充当いたします。6款諸収入400万円は特定財源であり、先ほどご説明いたしました補償費であります。以上で説明を終わります。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第47号 平成21年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第17～日程第20 意見案第6号～意見案第9号

議長(村尾富造君)

ここで議事の都合上、日程第17 意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてから、日程第20 意見案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてまで4件を一括議題とします。4件についてそれぞれ提出者の説明を求めます。総務文教常任委員会委員長 畠山英樹君。

3番(畠山英樹君)

意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものとする。

(以下、意見書の朗読)

次、意見案第7号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国家負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実などの教育予算の確保・拡充を求める意見書について、本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり提出するものとする。

(以下、意見書の朗読)

次、意見案第8号 地方分権改革にあたり地方経済等に配慮を求める意見書について、本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

(以下、意見書の朗読)

次、意見案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

(以下、意見書の朗読)

議長(村尾富造君)

これから、4件について一括質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。この4件については、討論を省略し採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから、意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に、意見案第7号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国家負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実などの教育予算の確保・拡充を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第7号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国家負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実などの教育予算の確保・拡充を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に、意見案第8号 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第8号 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に、意見案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

お諮りします。4件の意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。したがって意見書の提出先並びに内容の字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

日程第21から日程第23 意見案第10号から意見案第12号

議長（村尾富造君）

次に議事の都合上、日程第21 意見案第10号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書についてから、日程第23 意見案第12号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書についてまでの3件を一括議題とします。3件についてそれぞれ提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員長 澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

意見案第10号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について、本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものとする。

（以下、意見書朗読）

意見案第11号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書について、本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

（以下、意見書朗読）

意見書第12号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書について、本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

（以下、意見書朗読）

議長（村尾富造君）

これから、3件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。この3件については、討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから意見案第10号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、意見案第10号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

次に、意見案第11号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第11号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に、意見案第12号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書についてを採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第12号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

お諮りします。3件の意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。したがって意見書の提出先並びに内容の字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

日程第24 発議第1号

議長(村尾富造君)

日程第24 発議第1号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については記載のとおりの内容で議員の派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。したがって本件については原案のとおり派遣することに決定しました。

閉会宣言

議長(村尾富造君)

これで、本日の会議は全部終了しました。会議を閉じます。

平成21年第4回清里町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分